

ごみゼロ運動

5月31日(日)に“ごみゼロ運動”が実施されました。

各地区からは総勢2,154名の参加をいただき、一部の企業にも参加いただきました。ポイ捨てされた空きカンやペットボトルなど集めた量は約1トンにのぼり、併せて行われた草刈り作業での草の量は総重量3トンにも達するものであります。

ご協力ありがとうございました。

これからも、きれいな町を目指しましょう！



この時期、家庭から大量に発生する草木の処分にご不便ではありませんか 環境クリーンセンターでは家庭から発生する剪定枝・草 について、持ち込みに限り無料で受入しています。

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンターに直接持ち込んでいただく場合に限
り、無料で搬入できます。搬入できるサイズ、日時等は下記のとおりです。同セン
ターへ直接持ち込んでください。

サイズ	○長さは 2mくらいまで ○太さは 10cmくらいまで ○枝は払ってください。払った枝も搬入出来ます。 ○指定袋に入れずに搬入出来ます。
利用可能日 及び 利用時間等	○利用可能日 月曜日から金曜日(祝日、年末・年始を除く) ○利用時間 午前9時から午後4時まで ○場内では、係の指示に従ってください。



(破碎できない異物)



(大きな木の幹等)

※なお、一般ごみ集積場へ出される場合は指定袋にて一度に3袋までとなります。

搬入された草木は環境クリーンセンターでチップ化し堆肥化を行っています。持
ち込まれた草木の中に鉄くずや破碎できないサイズの幹等が混入していると破碎機
が壊れる原因になりますので、異物は取り草木のみを搬入していただきますようお
願いします。

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送
られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やイ
ンターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に
納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金
が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、朝日町役場町民
環境課へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受
けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除
制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年
金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対
象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業
等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、
一度、朝日町役場町民環境課または年金事務所へご相談ください。